

○総務省告示第三百六十五号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）及び予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）の施行に伴い、並びに東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があつたので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があつた件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十五日

総務大臣 山本 早苗

本則の表中「第三条、第七条、第七条の二、第三章及び第二十四条」を「第五条、第七条、第八条、第五章及び第二十八条」に、「第百十五条の四十四第一項及び第四項、第百十五条の四十五並びに第百十五条の

四十六」を「第百十五条の四十五第一項及び第五項、第百十五条の四十六並びに第百十五条の四十七」に、

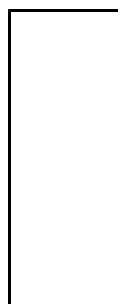
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
--	--

を

<p>障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成第二百二十三号）の日常生活及び総合的に支援する法律施行令（平成第十号） 子ども・子育て成二十四年法律</p>
--

<p>活及び社会 支援するた 十七年法律 及び障害者 社会生活を るための法 十八年政令</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律第十五条、第十六条及び第二章 第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律施行令第二 章第二節第二款の規定により市町村が処理する こととされている事務</p>
<p>支援法（平 第六十五号</p>	<p>子ども・子育て支援法第二十条、第二十七条、 第二十九条、第四十二条、第四十三条、第五十 四条及び附則第六条の規定により市町村が処理</p>

に改める。



することとされている事務

附則

- 1 (施行期日)
この告示は、公布の日から施行する。ただし、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五節第二款並びに障害者を総合的に支援する章第二節第二款の規定こととされている事務
---	--

障害者の日常生活及び社会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

社会生活を総合的に支援
 条、第十六条及び第二章
 害者の日常生活及び社会
 のための法律施行令第二
 により市町村が処理する

を

<p>子ども・子育て支援法（平 成二十四年法律第六十五号 ）</p>	<p>生活を総合的に支援するた めの法律（平成十七年法律 第二百二十三号）及び障害者 の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法 律施行令（平成十八年政令 第十号）</p>	<p>子ども・子育て支援法第二十 第二十九条、第四十二条、第四十三 条及び附則第六条の規定により市町村 することとされている事務</p>	<p>するための法律第十五条、第十六条及び 第二節第二款並びに障害者の日常生活及 生活を総合的に支援するための法律施行 章第二節第二款の規定により市町村が処 こととされている事務</p>
--	--	---	---

に支援

第二章

び社会

令第二

理する

七条、

第五十

が処理

に改める改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から

施行する。

(施行前の準備)

2 この告示による改正後の平成二十三年総務省告示第四百八十八号による子ども・子育て支援法第二十条の規定による支給認定の手続、同法第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請(以下この項において「情報の提供等」という。)、同法第四十三条の規定による同法第二十九条第一項の確認の手続、同法第五十四条の規定による情報の提供等その他の行為は、この告示の施行前においても行うことができる。